

医療法人社団 哺育会 介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名
(介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規定は、医療法人社団 哺育会 介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び（介護予防）訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、その他の従事者が、要介護状態又は要支援状態、及び要介護、要支援になるおそれのある状態、主治の医師が必要と認めた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意見及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法又は作業療法又は、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、包括支援センター等並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称
介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名
- 2 所在地
横須賀市芦名 一丁目 16 番 12 号

(従業者の職種、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は常勤兼務で1名とする。
管理者は(介護予防)訪問リハビリテーションに携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
:別紙に定める人員を配置する。
(介護予防)訪問リハビリテーション計画書及び報告書を基に、(介護予防)訪問リハビリテーション事業の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日を含む)
但し、年末年始(12月31日から1月3日まで)及び日曜日を除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分
サービス提供時間 9時00分から17時00分
- 3 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

((介護予防)訪問リハビリテーション事業の内容)

第6条 (介護予防)訪問リハビリテーション事業内容は、利用者の心身の機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため及び介護予防のため医師の指示によって行う理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションとする。

(利用料等)

第7条 利用者の負担額を以下のとおりとする。

- 1 (介護予防)訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の金額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領が定める基準に当該リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その金額とする。
- 2 介護保険による交通費の負担については、第10条の通常事業の実施地域を越えて行う(介護予防)訪問リハビリテーション事業に要した交通費は、次の額を徴収する。
 - 1 公共交通機関利用した場合はその実費を徴収する。
 - 2 自動車を利用した場合は、片道1キロメートルあたり110円(税込)徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けることとする。

- 4 キャンセル料
正当な理由なしに当日キャンセルの場合、居宅計画に算定された金額（全額）を徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第8条

- 1 事業所の従業者は、（予防介護）訪問リハビリテーション事業を実施中に利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに主治の医師、代理人又はご家族及び担当介護支援専門員に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第9条

事業所の従業者は、事故の報告があり次第、管理者に報告し指示に従い臨機応変に対応することとする。また、早急に事故報告書を作成し、経過を記録するとともに事故防止に努める。

（通常の事業の実施地域）

第10条

通常の事業の実施地域は、横須賀市、葉山町の地域とする。

（留意事項）

第11条

事業者は、利用者の体調を考慮し、（介護予防）訪問リハビリテーションの利用が困難であると判断した場合には、利用を中止することができる。また、利用を中止する場合には、速やかに主治の医師、代理人又は、ご家族及び担当介護支援専門員に報告しなければならない。

（要望又は苦情の申出）

第12条

利用者は、当事業所の提供する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等については、介護支援専門員又は相談窓口担当者に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の位置に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第13条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し他に漏

- らさない。
- 2 過去に従業者であった者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為に従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容に入れ、守秘義務を徹底する。
 - 3 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 14 条

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 母体である介護老人保健施設が定期的で開催する虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)に参加し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 母体である介護老人保健施設が策定した虐待防止の為の指針を共有する。
- 3 母体である介護老人保健施設が実施する虐待を防止するための敵的な研修に参加する
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事業継続計画)

第 15 条

- 1 業務継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 16 条

- 1 感染症が発生し、またまん延しないように、母体である介護老人保健施設が策定した感染症の予防及びまん延防止の為の対策を指針を共有する。
- 2 母体である介護老人保健施設が定期的開催するの感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ

- るものとする)に参加し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 母体である介護老人保健施設が実施する感染症の予防及びまん延防止の為の研修に参加する
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を確保する。
- 2 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者はであった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定まるものとする。

附則

- この規程は、平成20年11月1日より施行する。
- この規程は、平成25年12月1日より施行(改定)する。
- この規程は、平成26年10月1日より施行(改定)する。
- この規定は、平成28年9月1日より施行(改定)する。
- この規定は、平成30年4月1日より施行(改定)する。
- この規定は、令和2年11月1日より施行(改定)する。
- この規定は、令和3年4月1日より施行(改定)する。
- この規定は、令和6年4月1日より施行(改定)する。